

桑部地区自治会連合会規約

(名称および事務所)

第1条 本会は桑部地区自治会連合会と称し、事務所を桑部まちづくり拠点施設に置く。

(目的)

第2条 本会は自治の精神に則り、下記事業の達成を図ることを目的とする。

1. 自治会相互の連絡を緊密にし、親睦と融和に関すること。
2. 会員の慶弔に関すること。
3. その他本会の運営に関すること。

(組織)

第3条 本会会員は桑部地区自治会長及び桑部地区自治会長の推薦があった者をもって組織する。

(会員の異動)

第4条 本会員の異動は、その都度事務所に連絡するものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 監事 1名
4. 顧問 1名
5. 参与 1名
6. 本会に書記を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員を選任は次の方法による。

1. 会長は、総会において互選する。
2. 副会長は、総会において会長が指名する。
3. 監事は、総会において会長が指名する。
4. 顧問は、前年度の会長を充てるものとし、必要に応じ会長が委嘱する。
5. 参与は、会長が桑部まちづくり拠点施設所長を委嘱する。
6. 書記は必要に応じて会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次の定めによるものとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 監事は、本会計の監査を行う。
4. 顧問は本会の目的遂行のため、会長から会議等の出席要請を受けたときは、出席し意見を述べることができる。
5. 参与は各会議に出席し意見を述べることができる。また、新会長選任まで会議の進行を行うものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 各役員は、次期役員決定までは、その任にあたる。

(会議の種類)

第9条 本会の会議は通常総会、臨時総会ならびに定例会とする。

(通常総会)

第10条 通常総会は毎年1回会長が招集し、次の事項を議決する。

1. 事業計画および予算に関すること。
2. 事業および決算に関すること。
3. 規約の制定ならびに改廃に関すること。
4. その他

(臨時総会)

第11条 臨時総会は必要の都度、会長が招集する。

(定例会)

第12条 本会運営に必要な事項は、定例会で協議するものとし、会長が招集する。ただし、緊急やむをえなときは、この限りでない。

(議長)

第13条 会議の議長は会長がこれにあたる。

(議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数をもって、これに決するものとする。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。

(会費)

第15条 本会の経費は会費、補助金および寄付金をもってこれに充てる。

2. 会費は一世帯あたり年額1,300円とし、毎年前期分を2月に後期分を7月に納入する。ただし、必要に応じ臨時徴収することができる。

(慶弔等)

第16条 会員相互の慶弔等の規定は、次の基準によるものとする。

1. 慶事 本人および家族 正副会長で協議決定する。
2. 香典等 本人 20,000円と生花1対
本人の家族 10,000円と生花1基
3. 病気見舞 本人(入院15日以上) 10,000円
4. 葬儀には、会員全員が参列する。
5. その他特に必要と認めるときは、会長が定めて次の会議に報告する。
6. 本規定に対する答礼は一切行わないものとする。

(経費の負担)

第17条 本会会員が会務のために出席するに必要な経費は、本会負担とする。

2. 本会役員が会務のために活動する1年間の経費として支給する額は、会長40,000円、副会長30,000円、監事10,000円、顧問10,000円とする。

(余剰経費)

第18条 本会経費に余剰金が生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日とする。

付則

1. この規約は、平成9年1月17日から実施する。
2. 平成5年1月14日施行の、本会規約は廃止する。

付則 この規約は、平成9年10月5日から施行し改正部分については平成10年1月1日から運用する。

付則 この規約は平成16年1月14日から施行する。

付則 この規約は平成18年1月13日から施行する。

付則 この規約は平成26年7月27日から施行する。

付則 この規約は平成31年1月1日から施行する。